２）電子調達システムにより参加を希望する者は、予め当該入札において使用するＩＣカードを限定し、そのシリアル番号等を支出負担行為担当官に登録させるため、確認書を提出すること。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」のうちＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　入札説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付け官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑼　平成23年度以降に20台以上の複合機又はプリンタの納入実績があることを証明した者であること。

⑽　当該借入物品に関し、迅速な保守（借入期間終了までの修理及び消耗品、部品等の供給）の体制が整備されていることを証明した者であること。

3　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所

１）電子調達システムポータルサイト
https://www.geps.go.jp

２）〒980―8602 仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課購買第一係　佐藤　俊　ＴＥＬ022―225―2171（内線2537）ＦＡＸ022―262―8620

⑵　入札説明書の交付方法　電子調達システムから入手すること。これによりがたい場合は、⑴２）の場所で交付を行う。なお、郵送希望の場合は、送付先、会社名、担当者名、電話等を明記の上、ファクシミリにより申し出ること。ただし、郵送費用は希望者の負担とする。

4　申請書等の提出場所等

⑴　電子調達システムによる申請書等の提出場所
電子調達システムのＵＲＬ
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑵　紙入札方式による申請書等の提出場所及び問い合わせ先　3⑴に同じ。

⑶　電子調達システム又は紙入札方式による申請書等の提出期限　平成29年１月13日16時00分

⑷　申請書等の提出方法　電子調達システム、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）にて提出すること。

5　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムによる入札書の提出場所　4⑴に同じ。

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　3⑴に同じ。

⑶　電子調達システム又は紙入札方式による入札書の提出期限　平成29年１月30日16時00分

⑷　入札書の提出方法　電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

⑸　開札の日時及び場所　平成29年１月31日11時00分　東北地方整備局入札室

6　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

１）電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、4⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

２）紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、3⑴に示す場所に提出しなければならない。

また、１）、２）いずれの場合も、5⑶の入札書の提出期限までの間において、支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、申請書等に虚偽の記載をした者又は電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者が提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札金額における消費税及び地方消費税の取り扱いについては、入札説明書に記載するものとする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Kawataki, Director-General of Tohoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Multifunction Devices and Printers (including maintenance and delivery of consumer goods)

⑷　Fulfillment period : From 1 March, 2017 through 29 February, 2020

⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

１）Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

２）Have Grade A, B or C on “provision of services” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

３）Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

４）Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

５）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

６）Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other antisocial bodies

７）Have proven to have actually leased twenty or more Multifunction Devices or Printers on and after April 1, 2011 in a Japanese fiscal year

８）Have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 16 : 00　13 January, 2017

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　30 January, 2017

⑼　Contact point for the notice : Shun Sato, Purchase 1st Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602, Japan TEL 022―225―2171 ex. 2537